

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年一月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定は適用しない。

附則に次の一項を加える。

- 16 職員が、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を救護する業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三百二十円とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項及び第十六項の規定は、令和二年十月二十二日から適用する。